

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 27
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 藤本 欣伸
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 西村あさひ法律事務所
【報告義務発生日】	平成24年11月26日
【提出日】	平成24年11月30日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	共同保有者の株券等保有割合が1%以上増加したこと 共同保有における株券等保有割合が1%以上増加したこと

(注) 本変更報告書は、共同保有者に関する事項については、平成24年11月30日付で提出された株式会社あおぞら銀行の変更報告書No.14により判明した情報に基づき、提出者が了知している範囲で記載しております。

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社あおぞら銀行
証券コード	8304
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(その他(リミテッド・パートナーシップ))
氏名又は名称	サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー (Cerberus NCB Acquisition, L.P.)
住所又は本店所在地	インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド、 ウォーカー・ハウス、メアリー・ストリート87、ジョージ・タウン、グランド ・ケイマンKY1-9005、ケイマン諸島 (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成12年2月8日
代表者氏名	マーク・エイ・ネポラント (Mark A. Neporent)
代表者役職	提出者のジェネラル・パートナーであるサーベラス・アオゾラ・ジービー・エルエルシー (Cerberus Aozora GP LLC) のマネージング・メンバーであるサーベラス・ジャパン・インベストメント・エルエルシー (Cerberus Japan Investment LLC) のマネージング・ディレクター
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	西村あさひ法律事務所 弁護士 小張 裕司
電話番号	03-5562-9033

(2) 【保有目的】

長期保有

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	729,030,000		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 729,030,000	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T	729,030,000	
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年11月26日現在)	V	1,888,798,647
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		38.60%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		38.60%

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー 第4回修正・改訂リミテッド・パートナーシップ契約書

提出者については、ケイマン法に基づき、平成24年9月5日付で、サーベラス・アオゾラ・ジービー・エルエルシーをジェネラル・パートナーとし、下記の者をリミテッド・パートナーとするリミテッド・パートナーシップ契約が締結されている。当該契約に基づく各リミテッド・パートナーの出資割合は下記のとおりである。

リミテッド・パートナー	マルコポーロ・インベストメント・ビーヴィ (Marco Polo Investment B.V.)	20.0615%
リミテッド・パートナー	エレファント・キャピタル・ビーヴィ (Elephant Capital B.V.)	17.6584%
リミテッド・パートナー	エフィー・キャピタル・ビーヴィ (FE Capital B.V.)	21.2642%
リミテッド・パートナー	シーエイ・リミテッド・ビーヴィ (CA Limited B.V.)	18.0791%
リミテッド・パートナー	エムピー・ファイナンス・ビーヴィ (MP Finance B.V.)	14.8839%
リミテッド・パートナー	エヌシービー・ワラント・ホールディングス・ツー・ビーヴィ (NCB Warrant Holdings II B.V.)	7.8529%

2. 株券上への質権設定契約

(1) 契約の日付	平成24年11月8日
(2) 契約の内容	提出者保有の発行会社株券に対する質権の設定
(3) 契約の相手方	パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)
(4) 質権の対象となる株式数	495,190,189株

3. 株券上への質権設定契約

(1) 契約の日付	平成24年11月8日
(2) 契約の内容	提出者保有の発行会社株券に対する質権の設定
(3) 契約の相手方	モルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイ (Morgan Stanley Bank, N.A.)
(4) 質権の対象となる株式数	233,839,811株

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	123,392,262
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	123,392,262

(注) 自己資金額は、処分前の1株券等あたりの取得価格(平均)を算出し、当該価格に処分した株券等の数を乗じた額を、処分前の自己資金額から差し引いた金額を記載しております。

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
(該当なし)					

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者 / 1】

(1) 【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社あおぞら銀行
住所又は本店所在地	東京都千代田区九段南一丁目3番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和32年4月1日
代表者氏名	馬場信輔
代表者役職	取締役社長
事業内容	銀行業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	経営企画部総務課長 春井 克公
電話番号	03-3263-1111(大代表)

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	380,003,171		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I

対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	380,003,171	P
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		380,003,171
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年11月26日現在)	V	1,888,798,647
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		20.12%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		19.06%

(注) 上記「(2)上記共同保有者の保有株券等の内訳」については、平成24年11月30日付で提出された株式会社あおぞら銀行の変更報告書No.14により判明した情報に基づき、提出者が了知している範囲で記載しております。

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

1. サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー (Cerberus NCB Acquisition, L.P.)

2. 株式会社あおぞら銀行

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,109,033,171		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,109,033,171	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T	1,109,033,171	
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年11月26日現在)	V	1,888,798,647
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		58.72%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		57.66%

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
サーベラス エヌシーピー アクイジ ション エルピー	729,030,000	38.60%
株式会社あおぞら銀行	380,003,171	20.12%
合 計	1,109,033,171	58.72%

(注) 上記「2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳」のうち、共同保有者に関する事項については、平成24年11月30日付で提出された株式会社あおぞら銀行の変更報告書No.14により判明した情報に基づき、提出者が了知している範囲で記載しております。